

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者については、刑の時効の対象から除外するものとする。 (第三十一条関係)
- 2 無期又は十年以上の有期の懲役又は禁錮の刑について、時効は、次の期間その執行を受けないことによつて完成するものとする。

(一) 無期の懲役又は禁錮については三十年 (第三十二条第一号関係)

(二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年 (第三十二条第二号関係)

第二 刑事訴訟法の一部改正

一 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 1 人を死亡させた罪であつて死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外するものとする。 (第二百五十条第一項及び第二項関係)

2 人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの (死刑に当たるものを除く。) について、時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成するものとする。

(一) 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年 (第二百五十条第一項第一号関係)

(二) 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年 (第二百五十条第一項第二号関係)

(三) (一)及び(二)に掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については十年(第二百五十条第一項第三号関係)

二 還付の公告について所要の規定の整備を行うこと。(第四百九十九条第二項関係)

### 第三 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第二条及び第三条関係)